

平成 25 年 5 月 11 日

千葉木鶏クラブ

(338回 例会)

皇室の弥栄

憲法改正がにわかに現実味を帯び、様々な動きが出ている。

憲法とは、国家が暴走しないように国民がコントロールする為のルールと理解している。


日本国憲法 第 1 章 天皇 第一条によれば、天皇は日本国及び国民統合の象徴であり、その地位と国民主権について規定していることは誰もが承知している。

今回は、古事記・日本書記等に造詣の深さでは、第一人者と評価されている経済金融研究所所長「加藤 隆一」先生に、題して『皇室の弥栄』について講じて頂きます。

どなたでもいつでも歓迎の千葉木鶏クラブです。

皆様のお越しをお待ちしています。

記



日時に注意して
下さい

1. 日 時 : 平成 25 年 5 月 25 (土)
PM 9 時 30 分 ~ 11 時 30 分
2. 場 所 : 千葉生涯学習センター ☎043-207-5811
<交通案内> JR 千葉駅東口から 徒歩 8 分 駐車場有り
3. 会 費 : 1000 円
4. 講 師 : 経済金融研究所所長 加藤 隆一 先生

<プロフィール>

学歴

千葉県立東葛飾高等学校卒業

中央大学法学部第一部法律学科入学・同学卒業

国家公務員試験 1 種試験法律職合格 (旧上級甲種・高等文官試験行政科)

米国ペンシルベニア大学法科大学院法学修士課程入学・同課程修了 (法学修士号)

インドネシア国立大学大学院上級管理者コース修了

儒教を湯島聖堂で宇野精一先生、仏教を鎌田茂雄先生・高崎直道・奈良康明先生などからご教授。

神道を鹿島神宮・春日大社でご教授いただく。

安岡正篤先生のご著作数十冊を読破、ご講義音源約 100 巻を拝聴。

教育歴

大蔵省財政金融研究所研修部教官 公務員倫理・財政制度

職歴

大蔵省奉職

証券局・国際金融局・財政金融研究所など勤務

元インドネシア政府経済担当調整大臣府経済政策顧問

財務省退職後経済金融研究所設立

東京師友倶楽部設立準備委員 会長

鹿島神宮式年大祭御船祭奉賛会參與

主な論文

関西師友 やまごころの経済学 掲載中

NIRA 公について

仏教経済研究

主な講演

鹿島神宮 鹿島会 皇室の弥栄

春日大社 関西師友協会 日本の明日のために

学士会館 経済金融研究所 渋沢栄一先生を現代の経営に生かす他、二宮尊徳・石田梅岩等

宗元会

インドネシアの精神文化

中国の神、仏、儒

易経—立命の学問

バガヴァット・ギーター

5. 講演内容 『皇室の弥栄』

1. 皇室のありがたさ 二〇〇〇年以上続く皇統（世界に無比）／祭祀／御製の数々

2. 皇室について論じることについて

皇室典範は

皇室自らその家法を條定するものなり。而して将来已むを得ざるの必要に由り、その條章を更定することあるも、帝國議會の協賛を経るを要せざるなり。

皇室の家法は

祖宗に承け、子孫に伝う。既に君主の任意に制作するところに非ず。又臣民の敢えて干渉する所に非ざるなり。

皇室について議論する場合以上の伊藤博文公（井上毅公）の問題意識が必要である。

3. 我が国の法制度

天皇陛下に関する大日本帝国憲法と日本国憲法の規定—大きな違いはない

ポツダム宣言の受諾—国體を維持・これが最重要の論点。 象徴 — 神の象徴 — 十字。

統治権の総攬者—国を「シラス」方。皇祖皇宗より受けられる。

（比較「ウシハク」—自分のものとして大切にする）

天皇陛下の地位は国民主権であっても不変—君臣一体の国（昭和二一年六月二六日答弁）

そもそも国民主権という概念が日本の国柄に合うのか。（英米法の国では主権という概念は国内法においては無い。国民主権を強く打ち出したフランスでは政変が多発。主権者はなんでもできるという恐ろしい発想につながる恐れがあり、帝國憲法は排除—

天皇主権という言葉は憲法制定当時存在しなかった。上杉慎吉教授などが強調した概念。）

ノモス主権論 尾高朝雄 東京大学教授（法哲学）主権は政治的な道理にある

主権論否定説 小嶋和司 東北大学教授（憲法学）主権という概念が有害無益

憲法に大権を掲げてこれを條章に明記するのは、憲法において新設の意味を表すものではなく、固有の国體が憲法によってますます強固になることを示す。（憲法義解 伊藤博文著（ただし事実上 井上毅先生のご著作）—口語訳加藤）

昭和天皇陛下の御見解「君主主権説は、自分からいへば寧ろそれよりも國家主権の方がよいと思ふが、一體日本のやうな君國同一の國ならばどうでもよいぢやないか。……美濃部は決して不忠なのでないと自分は思ふ。今日、美濃部ほどの人が一體何人日本にをるか。ああいふ學者を葬ることは頗る惜しいもんだ」 西園寺公と政局より

しかし、現在の政治家のなかには、民主主義は時間を限った独裁と誤解している人がおり 皇室に関しても如何様にもでも変えられるという不遜な誤解がある。

現在の我われは数千年にわたる歴史のなかで生きてきており、我われは過去・将来の国民に責任を負う必要がある。また、その責任感が我々をして日本国民たらしめる。
皇室典範と憲法の関係（大日本帝国憲法では相互に独立の法体系）
官務法と政務法

4. 皇位継承について（二〇〇〇年も続く秘密）

皇室のありかたは日本の伝統の中に発見し、それを尊重、維持していくべき。

5. 有識者会議報告書の間違いを正す。（斜め）

「男系男子という要件を維持・・・する観点から、・・・昭和二二年に皇籍を離れ（られ）た・・・旧皇族やその男系男子子孫を皇族とする方策を主張する見解」について

旧皇族は、既に60年近く一般国民として過ごしており、また、今上天皇との共通の祖先は約600年前の室町時代までさかのぼる遠い血筋の方々であることを考えると、これらの方々を広く国民が皇族として受け入れることができるか懸念される。皇族として親しまれていることが過去のどの時代よりも重要な意味を持つ象徴天皇の制度の下では、このような方策につき国民の理解と支持を得ることは難しいと考えられる。

現在の段階では旧皇族方にはお子様が何人もいらっしゃる。成人までに時間はあり、皇族として過ごされる生涯の時間は明らかに一般国民としてよりも長くなる。

旧宮家については、国民も高貴な家柄でありながら、昭和二二年にやむを得ず皇籍離脱されたことを当時の国民は周知していた。

多くの旧皇族方が公共性の高い職務に従事されているのはその現れである。

「皇族として親しまれること」が重要なのではなく「皇族として正統性のあること」が重要であり、それを「理解し支持する」ことが二〇〇〇年以上の歴史を有する我が国国民としての義務とでもいえよう。

なお、象徴天皇制に対する誤解についてはすでに述べた。

今上陛下との血筋の尊さは当時でも認識されつつも、戦前は皇位継承権を保有されておられた方々であり、全く問題はない

皇籍への復帰・編入を行う場合、当事者の意思を尊重する必要があるため、この方策によって実際に皇位継承資格者の存在が確保されるのか、また、確保されるとしてそれが何人程度になるのか、といった問題は、最終的には個々の当事者の意思に依存することとなり、不安定さを内包するものである。このことは、見方を変えれば、制度の運用如何によっては、皇族となることを当事者に事実上強制したり、当事者以外の第三者が影響を及ぼしたりすることになりかねないことを意味するものである。

旧皇族に意見聴取をされた形跡が全くない。月刊誌記事では十分な数の男性皇族が出現することが確実。（文芸春秋二〇〇五年五月一四六から一五八ページほか）
月刊誌以下の調査で皇室について議論したものであり、会議の正当性に疑問

いったん皇族の身分を離れた者が再度皇族となったり、もともと皇族でなかった者が皇族になったりすることは、これまでの歴史の中で極めて異例なことであり、さらにそのような者が皇位に即いたのは平安時代の二例しかない（この二例は、短期間の皇籍離脱であり、また、天皇の近親者（皇子）であった点などで、いわゆる旧皇族の事例とは異なる。）。これは、皇族と国民の身分を厳格に峻別することにより、皇族の身分等をめぐる各種の混乱が生じることを避

けるという実質的な意味を持つ伝統であり、この点には現在でも十分な配慮が必要である。

このようなことは昭和二二年の皇籍離脱が「歴史のなかで極めて異例」であったことの証左であり、むしろ正常化のための根拠になる。もともと皇族でないものが皇族になられた例は男性皇族とご結婚された女性以外ない。（准皇族など存在しない。）しかし、皇族であられたかたが、皇籍離脱されたのちに皇族に戻られた事例は十以上存在する。

血筋の遠さと皇位の継承は全く別の問題。過去にも血筋の遠いご即位が何例もある。（第九九代後龜山天皇・第百代後小松天皇—十二代。第百一代称光天皇・第百二代後花園天皇—八代。）

神武天皇陛下の御血筋に男系で繋がることが重要である。

数十年は皇統の数千年に比較すれば極めて短期である。

皇族たりうる資格が重要であり、のちの女性宮家の議論のように、全くの民間人が皇族になるのは歴史の破壊である。

6. これ以外に検討することはあるのか。「女性宮家」—有害。—易姓革命のおそれ。

女性天皇や女系の天皇はその正統性に疑問が生じるという見解もあるが、現在の象徴天皇の制度においては、皇統による皇位継承が維持され、幅広い国民の積極的な支持が得られる制度である限り、正統性が揺らぐことはない。

我が国の皇室の皇統にないものは皇位に就いてはならない。そもそも女系は「皇統」ではない。女性天皇は皇統を乱さないためにお子様を儲けられないことが古来からの法である。（女性天皇が即位されればご結婚は不可能。）これは人情においてしのびないので、現代において女性天皇を認めない大きな理由である。

この原則が踏みにじられたときに、皇室は正統性を失い「シラス」ことは不可能になる。フランス革命後、国王の退位、王政の廃止、国王の虐殺に伴い、フランスは大混乱に陥り、そしてその後に出たのは「ウシハク」ともいえるナポレオンの独裁。しかもフランスはその後政変が続く。（参考 エドモンド・バーク「フランス革命の省察」）

皇位継承制度の在り方を考察するに際し、世襲による継承を安定的に維持するという基本的な目的に立ち返れば、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することが考えられる。これは、内親王・女王やその子孫も皇位継承資格を有することとするものである。

現行憲法の正統性についてはさておき、

皇位は憲法に先立つ歴史的なものであり、その解釈は歴史的伝統を踏まえなくてはならない。

「女系」は「世襲の継承」ではない。その点について十分な視点がない本報告書は議論に大いに欠陥がある。歴史上ありえない制度を十分な考慮がなく提言している。

むしろあえて、伝統を破壊し、皇統を危うくするという目的で議論したのであればきわめて有効な手段である。

女性天皇に関しては、明治典範や現行典範の制定時にもこれを可能にすべきであるという議論があった。現行典範制定の際の当時の帝国議会においては、歴史上も女性天皇の例があること、親等の遠い皇族男子より近親の女性を優先する方が自然の感情に合致すること、皇統の安泰のために必要であることなどの理由から、女性天皇を可能にすべきではないかとの質疑が行われた。

まさに井上毅先生が歴史に立ち返り、全て論破された。（謹具意見）以後女性天皇論は戦後ま

で皆無。

女性宮家の創設は宮家の意味を失わせることで、男性「宮家」の意味さえ薄める。（桂宮家では「宮家」の当主に暫定的に女性当主がつけられたが、結局桂宮家は断絶）女性宮家の当主は事実上民間の姓に入られる。（事実上姓を持たれる皇族—易性革命への道）また、そのような恐れ多い結婚を考える正常な日本人はいない。旧皇族とのご結婚を考えるのであれば、旧皇族を皇族にお戻しするのが一番正常。

皇位継承を考えるのであればさらに以下の問題が生じる—

皇統に属さない、男性皇族の発生。
歴史上かつてない、女系皇族の誕生。

7. 今後の方策（案）

イ、旧皇族方の皇籍復帰—特別立法

男系男子の皇族が十名以上増加される。

皇統の安定がより確実になる。

この段階で女性宮家の議論の必要性が消滅する。

養子の議論も不要になる。（皇室に養子の制度は歴史上存在しない。猶子（ほかに実子、養子との用語もある）という制度は、血統上の親子関係にないお子様を、実際のお子様のように扱うもので、皇位継承とは無関係。むしろ皇位継承権がありながら実の親子でない場合に実施されることがある。）

有識者会議の問題点が明らかになる。（なぜ、女性天皇、女系天皇、女性宮家という歴史を破壊する方向に動くのか明らかになる。）

ロ、皇室典範の改正（あるいは旧皇室典範の復活）

皇室会議—皇族会議に（構成員は皇族を主に、一般人を従）

—参考 高尾亮—

「皇室典範の制定経過」昭和三七年憲法調査会事務局—皇族会議の廃止と皇族会議の権能を国会へ移すことを主張した宮沢俊義教授・我妻栄教授など、皇室典範の改悪は日本の事務局の問題が大きい。皇室経済法に関して皇室を財閥として扱いGHQの関与が大きかったのに比較し異常。

皇族の議案提案権を復活

本来的にはこの作業が先とすべきなのであろうが

- 1 有識者会議の論点が誤解されたまま
- 2 皇室典範の破壊の恐れ—内閣法制局で逆の方向に改悪されるおそれが多いなどから第二段階に実行する

「イ」で皇族が復帰されていれば改悪

いわゆる「皇統の維持」—伝統的な皇統を破壊し、全く我が国の歴史に存在しない皇室制度を作ること—を避けることができる。

ハ、憲法改正によって、皇室典範の更定を皇族会議にお戻しする。

8. 皇室の藩屏の必要性—准皇族？それよりも堂上公家（昇殿を許された公卿）の復活。

女性の皇族がご結婚された場合は皇族の身分を離れられる。

それ以外は皇統を危うくする。

准皇族の議論が皇室のご負担を軽くすること「のみ」を考慮する場合はこれも占領下で廃止された華族制度に類似するものを復活すれば足りる。

堂上公家の復活—憲法改正が必要かもしくは、皇室の維持に不可欠な制度であるが立法の不作為によって復活を忘却されたものであり憲法の例外とみなすことも可か。

「(昭和天皇)陛下は、皇室典範改正の発議権を留保できないか、また華族についても堂上華族だけは遺すわけにはいかないかと申されたという報告であった」

「岩田司法大臣は、今日のごとき大変革の際、かかる点につき陛下の御思召として米国側に提案をなすは内外に対していかがかと思うとの意見あり、一同それらもごもっとも、致し方なしと断念するに決した。」（芦田均日記 第一巻 九〇ページ）

華族制度廃止の経緯—日本側の問題が大きい（佐藤達夫 日本国憲法成立史第三、四巻）

1 GHQの憲法草案「華族は一代限り」2 佐藤達夫法制局次長「補則に移す」3 衆議院で「補則削除」4 憲法第一四條「華族その他の貴族は、これを認めない」を日本側で挿入

以 上

[千葉木鶏クラブ事務局 丸島 忠夫 Email : marushima_t@snow.plala.or.jp](mailto:marushima_t@snow.plala.or.jp)

[1/Fax:0475-25-121](tel:0475-25-121)